

交通災害共済の加入受付を行います

愛媛県市町総合事務組合による平成26年度の交通災害共済の加入受付を行います。

交通災害共済は、国内の交通事故で災害を受けた場合に見舞金を支払う制度です。

簡単に加入できて請求手続きも簡単です。ご家族そろって加入し、万一の交通事故に備えましょう。

■共済期間

平成26年4月1日～平成27年3月31日

※年度途中に加入された場合は、掛金を納めた翌日から開始となります。

■掛金（年間1人当たり）

○一般 700円

○中学生以下 300円

※年度途中に加入した場合も同額です。

■加入口数

1人1口

■加入資格

- 西条市に住所登録をし、市内に居住している方
- 西条市に居住する交通灾害共済加入者の被扶養者で、市外に居住している方



大学奨学金貸付の申し込みを受け付けます

経済的な理由で大学への進学が困難な方に奨学資金（入学支度金・修学金）の貸付をしています。

※ほかの奨学金などを受ける方は利用できません。

■加入方法

最寄りの金融機関（郵便局を除く）の窓口に申込用紙と掛けを持参し、加入手続きを行ってください。

■申込用紙の配布

○平成25年度の交通災害共済に加入している世帯には、世帯全員が加入できる申込用紙を送付します。

※ただし、世帯の一部の方が加入している場合は、加入者のみ記載した申込用紙を送付します。

○平成25年度は未加入で、平成26年度の交通災害共済に加入を希望する方は、申込用紙を郵送しますので、担当課へご連絡ください。

○平成25年度中に支払った電気料金の3割以内

防犯灯維持費の補助申請を受け付けます

自治会等で平成25年度中に支払った防犯灯の維持費（電気料金）の一部を補助しています。

■申請期限

2月14日(金)

■補助対象

自治会等が設置して電気料金を支払っている防犯灯（公衆街路灯）で、広告灯およびたもの。

■補助額

これに類する照明施設を除いたもの。

■問合せ

○市庁舎本館危機管理課

○各総合支所総務課

○市庁舎本館危機管理課

○各総合支所総務課

○市庁舎本館危機管理課

○各総合支所総務課

○市庁舎本館危機管理課

○各総合支所総務課

○市庁舎本館危機管理課

○各総合支所総務課

○市庁舎本館危機管理課

■申込期限

3月10日(月)

■貸付予定人員

○修学支度金 2人

■貸付対象者の要件

○修学金の貸付を受ける要件を備えている方の親権者または未成年後見人

■入学支度金

○日本国民で、引き続き3年以上西条市に住所がある方の子弟で、4年制以上の大学に進学される方

■修学金

○学業・人物ともに優秀な方と認められる方

■登録資格

○入学支度金 30万円以内

○修学金 月額3万円以内

○貸付金返還

○貸付金は無利子で、修学金貸付期間終了後、1年間据え置き

○入学支度金は4年間で、半年ごとに3万7500円を返還。

○修学金は8年間で、原則半

年ごとに貸付金額に応じて返還（受給者の状況により

月賦、半年賦、年賦と返還方法があります）。

■申込期限

○修学金の貸付を中止された奨学生に係る奨学金は、中止された月の翌月から1年内に返還。

■問合せ

市庁舎別館学校教育課 学務係

■農業委員会委員選挙人名簿の縦覧

Tel 0897-52-1252

■登録資格

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧を行います。

■登録資格

3月31日(月)に確定する農業委員会委員選挙人名簿の縦覧を行います。

■登録資格

登録に該当する方は確認をしてください。

■登録資格

平成6年4月1日以前に生まれた方で、市内に住所があり、10アール以上の農地につき耕作の業務を営む方、もしくはその同居の親族またはその配偶者で、1年に60日以上耕作に従事する方

■縦覧期間

2月23日(日)～3月9日(日) 8時30分～17時

■縦覧場所

○入学支度金は4年間で、半年ごとに3万7500円を返還。

○修学金は8年間で、原則半

年ごとに貸付金額に応じて返還（受給者の状況により

月賦、半年賦、年賦と返還方法があります）。

○入学支度金は4年間で、半年ごとに3万7500円を返還。

○修学金は8年間で、原則半